

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年6月20日開催 日本証券業協会]

## 1. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議及びG7サミットについて

- 5月11日から13日に、新潟市において、G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。終了後に発出された共同声明のうち、本日は、各金融機関に関連する金融セクターの動向、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンスについて紹介したい。
- まず、金融セクターの動向については、ポイントが3つある。
  - ① 2008年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、金融システムが強靱であることが再確認された。
  - ② その上で、引き続き警戒心を持って金融セクターの動向を注視し、金融安定及び金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意があることが合意された。
  - ③ 今後、FSB等が、今般の一連の銀行破綻等について、教訓の棚卸しを行い、金融システムを強化するために優先的に取り組む事項を検討していくことになっている。更に、ノンバンク金融仲介(NBFI)についても、その脆弱性への対処を引き続き優先することや、NBFIの強靱性の強化に関するFSB等の作業を強く支持することに合意している。
- サステナビリティ開示については、ISSBが2023年6月に気候変動開示基準等を公表予定であるが、G7はそれらの最終化を期待するとともに、次のテーマとして生物多様性と人的資本についてISSBが作業することを期待としている。
- サステナブル・ファイナンスについては、トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有しているとの認識が共有された。また、ファイナンス・エミッション(投融資に係る温室効果ガスの排出量)に関しては、その軌跡を説明することや、フォワード・ルッキングな移行の進捗評価を可能にすることにより、トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化することが懇請された。

- また、5月19日から21日には広島でG7サミットが開催された。その声明においても、金融セクターの動向、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンスについて言及されている。
- 2023年後半にかけて、G7以外の国際会議も多数予定されている。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 2. IOSCO 年次総会の結果について

- IOSCO（証券監督者国際機構）は、6月13日から15日にかけて、年次総会をタイ・バンコクにて開催した。その結果の概要について共有したい。
- 代表理事会では、サステナブル・ファイナンス、NBF I 等について報告・議論が行われた。
  - ・ サステナブル・ファイナンスについては、ISSB 議長との意見交換のほか、ISSB のサステナビリティ開示基準案を IOSCO としてエンドースするかについて議論され、基準の最終化後速やかに、IOSCO の対応を公表する方向となった。
  - ・ また、NBF I については、オープンエンド型ファンド（OEF）の流動性リスク管理を強化する IOSCO ガイダンスの改定案について議論を行い、7月以降に市中協議が開始されることとなった。新たなトピックとして、プライベート・ファイナンスの今後の検討について議論がなされた。
- さらに、アジア太平洋地域委員会（APRC）も併せて行われ、域内でのサステナブル・ファイナンスや暗号資産規制の動向などについて情報共有が行われた。
- これらの会議体は、国際的な規制上の課題への対処等に関する検討・調整を行う役割を担っており、代表理事会副議長、APRC 議長として、我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映するべく努めていきたいと考えている。年次総会への参加も含め、貴協会からも精力的に IOSCO の活動に貢献いただいているところ、引き続き、緊密に連携させていただきたい。

### 3. サイバーセキュリティの自己評価について

- サイバーセキュリティの強化に向けた新たな取組みとして、日本銀行及びFISCと共同で開発した「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価の実施を、6月下旬を目途に、協会を通じて、各金融機関に依頼する予定。
- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

### 4. リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

- 顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備とその実効性確保に関して3点申し上げる。
  - ① 金融商品のリスク・リターン分析やそれを踏まえた想定顧客層の特定が十分とは言えない、顧客の真のニーズに沿った提案ができていないか懸念があるなど、リスク性金融商品の販売・管理態勢に課題がある先が多い。自らの顧客の最善の利益とは何か、それを図るためにはどのようにすべきかについて、改めて検討していただきたい。
  - ② 各行の「取組方針」を見ると、「原則」の文言をなぞったものが多く、各行が目指す「顧客の最善の利益」を追求するための取組みの具体が分からない。また、ほとんどの先で、「取組方針」と営業現場の取組実態との間に乖離がある。顧客本位の業務運営を確保するためには、「取組方針」を通じて顧客本位の考え方や具体的な取組みの認識を金融機関全体で一致させ、顧客本位が定着するカルチャーに変革していくことが重要である。その際には、業績評価がもたらす影響にも留意していただきたい。
  - ③ 三線管理について、リスク性金融商品の販売状況や苦情等に対する検証・監査が準拠性中心に留まっている先が多い。経営監査やカルチャー監査を含めて、法令遵守の観点に留まらない検証を行うPDCA態勢を構築し、改善

を行っていくことが重要である。

- このモニタリング結果は、6月末に金融庁ウェブサイトで公表予定。経営陣におかれては、「資産所得倍増プラン」の実現に向けて、この結果も参考にさせていただきつつ、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。

#### 5. 仕組債に係る自主規制ルール等について

- 2023年7月より、複雑な仕組債等に関する新たな自主規制ガイドラインが施行される。また、先日は、組成コストの開示やリスク・リターンの分析・開示について、会員通知を発出いただいていると承知している。
- 各金融機関においては、新ルールの趣旨と内容を十分に理解いただいた上で、新ルールの下でも複雑な仕組債を販売するのか、また、仮に販売しようとする場合には、販売対象顧客の厳格な絞り込みを含め、どのような販売勧誘態勢とするかについて検討いただいているところだと思うが、当庁としては、従来のように幅広い層を対象に複雑な仕組債の販売が継続されることはないものと認識している。今回の新ルールの施行を契機として、複雑な仕組債の特性やリスクを十分に理解できない顧客への販売については業界として撲滅していただきたい。
- また、ガイドラインに準拠した販売が行われているかについては、当庁のモニタリングにおいてフォローするが、協会の監査等においてもしっかりと確認いただきたい。

#### 6. リスク性金融商品の販売勧誘について

- リスク性金融商品の中には、普通社債や普通株式のような定型化された一般的な商品のほかに、両者の中間的特性を備えた商品（ハイブリット証券）が存在する。ハイブリット証券には様々なタイプが存在するものの、概して言えば、普通社債や普通株式と比較して、商品のリターンやリスクといった投資判断を行う上で重要な情報について評価が難しく、投資家側に高度な知

見が必要とされると考えている。

- 証券会社において、特に一般投資家向けにこうした商品を勧誘・販売する際には、法令等及び自社が掲げる顧客本位の業務運営に向けた取組方針に照らして、特に慎重な対応をお願いしたい。具体的に例を挙げれば、
  - ・ 個別のハイブリット証券の提供に当たって、当該商品の商品性やリスク等について、販売会社としてあらかじめ十分に検証できているか、
  - ・ 各商品の商品性やリスクを十分に踏まえ、勧誘対象顧客を絞り込むなど、顧客属性（知識、経験、財産の状況、取引目的）に照らして適切な勧誘が行われる態勢となっているか、
  - ・ 各商品にかかる顧客への説明が、メリットのみを強調したり、リスクについての説明が不足したり客観性を欠いたりすることがないように、営業現場を含めて徹底されているか、

といった点について、販売チャンネルに関わらず、今一度自社の状況を確認いただきたい。

## 7. 本人確認のマイナンバーカードへの一本化について

- 6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」等の政府方針が示されている。
- 本人確認手法の変更については、金融業界の実務への影響も大きいことから、まずは、非対面取引における eKYC の廃止等と公的個人認証への一本化について、金融業界の意見や実務の状況を確認しつつ、デジタル庁・警察庁などの関係省庁で改正内容について検討を行ってまいりたい。
- 今後、協会からも、公的個人認証の活用状況や現行の本人確認手法等につ

いて、意見を聞かせていただくことがあると思うので、是非、積極的に議論に参加いただければ幸い。

#### 8. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針について

- 4月28日、経済安全保障推進法の「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」が閣議決定された。本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 同日、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置した。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用していただきたい。

#### 9. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂」等が閣議決定され、今後金融庁が取り組むべき施策が多く盛り込まれた。
- まず、2022年11月に策定した資産所得倍増プランについて推進することとしており、
  - ・ 新しいNISA制度の開始に向けた対応
  - ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
  - ・ 金融経済教育の充実
  - ・ コーポレートガバナンス改革等金融資本市場の活性化等に取り組むこととしている。

- また、4月26日の経済財政諮問会議において、総理から、「我が国の資産運用業等を抜本的に改革」し、資産運用立国を実現していくよう指示があった。これを踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、あるいはスチュワードシップ活動の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備含む資産運用業の抜本的な改革に向けた具体的な政策プランを年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を行うことなどを盛り込んでいる。

この点について、あたかも何か決まったものがあるような報道が一部にあるが、正直、金融庁としては全くのオープンな状態であり、事業者も含めた内外の関係者とコミュニケーションを図りながら、検討をすすめてきたいと考えている。各金融機関の中には、グループ内の資産運用業者と緊密に連携しながらサービスを提供されている方もいらっしゃるかと承知している。そうしたサービスの向上を図るべくどうしたことが考えられるのか、それに限らず、日本の金融市場の魅力向上のため、何か提言があれば是非、参考にさせていただきたいと考えている。

- 更に、骨太の方針・新しい資本主義実行計画においては、日本の国際金融センターとしての地位向上の施策が盛り込まれている。既に説明した資産運用業の抜本的な改革とともに、コーポレートガバナンス改革の実質化、日本をアジアのGXハブとすること等を目指したGX投融資の促進、国際金融ハブに向けた税制上の対応の検討等の施策がある。

特にアジアGXハブに関連する諸施策については、日ASEAN財務大臣会合でも大臣から発言があった。具体的には、人材育成やデータ整備の他、案件開発のためのコンソーシアムの立ち上げなど、協会の参画が必要となる施策もあり、協力をお願いしたい。

- この他にもさまざまな施策を盛り込んでおり、これらの施策を実行していくにあたっては、引き続き、緊密に連携をお願いしたい。

## 10. 資産運用業高度化プログレスレポートについて

- 既に述べた政策プランの検討を行う前提として、我が国における資産運用業のサービス提供の現状について、問題意識をとりまとめた、「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」を公表した。一読いただけると有難い。ここでは、特に、以下の5点の現状について述べると、
- ① 第一に、ファンドラップについて。マス向けに裾野が広がってきているが、現状、投資信託を組み合わせた商品なのか、資産形成のためのアドバイスを継続的に提供するサービスなのか、分かり難いものもある。ファンドラップの仕組み自体は、販売会社、資産運用会社が利益相反を管理し、顧客の最善の利益を図るインセンティブがあるものだが、他方で、販売会社が提供するサービスの付加価値が分かり難い面もある。
  - ② 第二に、投資信託の商品選定について。近年でも、テーマ型のファンドで、販売して半年～1年半程度で純資産残高のピークを迎え、その後、残高が大きく減少するような商品が選定され、販売されている。
  - ③ 第三に、投資信託の繰上げ償還について。日本の資産運用業界には海外と比べても非常に多くの投資信託が存在しており、本数の最適化が望まれる状況がある。
  - ④ 第四に、交付目論見書の電子交付について。交付目論見書の電子交付に際して HTML 形式の採用を希望する資産運用会社の顧客利便性向上に向けたモチベーションを阻害することが無いよう、投資信託協会とも連携の上、効率性を重視した取組みの推進方法を検討していただきたい。
  - ⑤ 第五に、確定拠出企業年金の運営管理機関業務について。各金融機関の中には、企業向けに運営管理機関としてサービスを提供されているところも多いと思われるが、運営管理機関によっては、加入者が定期預金等の元本確保型商品を選択する割合が高い。
- これらの当庁の現状認識や問題意識について異なる認識や意見もあるかもしれない。いずれにせよ、まずは、我が国の資産運用セクターや人材を、世界レベルに引き上げることが重要である、この目標を各金融機関と共有す

ることが重要と考えている。その上で、各金融機関と、改善のために具体的にどのような対応が有効か、議論をさせていただければ幸い。

## 11. 資産運用業の高度化について

- 「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」に関し、監督部門として、「資産運用会社の独立性確保」と「業界全体としてのプロダクトガバナンス強化」の二点について、それぞれお願いしたい。

### <資産運用会社の独立性確保>

- 一点目として、今回のプログレスレポートでは、金融機関グループ系列の資産運用会社においては、グループ販売会社の利益が資産運用会社の顧客の利益に優先されるおそれがあるなど、グループ全体と顧客との間で利益相反が生じやすいといった課題について取り上げたところ。
- 各金融機関の中には、グループ内の資産運用会社と緊密に連携しながらサービスを提供されている会社があると承知しており、この点を含め、「我が国の資産運用業等を抜本的に改革する」ための政策プラン策定に向けて、日本の金融市場の魅力向上のためどうしたことが考えられるのか、コミュニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているので宜しくお願いしたい。

### <業界全体としてのプロダクトガバナンス強化>

- 二点目として、大手資産運用会社においては、顧客利益最優先の観点から、パフォーマンスが低迷している“不芳ファンド”を抽出し、信託報酬の減額や繰上償還に向けた対応方針を決定するなどの取組みが広がりつつあるが、顧客対応が発生する場合もあり、販売会社の理解・協力が必要不可欠である。
- また、商品がその特性に見合った投資家に提供されることも重要であり、商品組成者である資産運用会社が想定した顧客属性を踏まえて商品の販売

を行うなど、各商品販売者においても、業界全体としてのプロダクトガバナンス強化に向けた取組みに協力いただくようお願いしたい。

## 12. サステナブル・ファイナンスの取組みについて

- 2022年10月、サステナブル・ファイナンス有識者会議の下に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」および「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、脱炭素の実現に向けた金融機関と企業との実効的な対話の促進や、投資による社会・環境課題の解決を通じた経済の成長や持続可能性の向上を実現するための施策について議論を行ってきた。
- 両検討会の議論を踏まえた報告書をそれぞれ6月に公表する見込みとなっている。
- 脱炭素の検討会については、エンゲージメントの拡大に向けて、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。企業の移行計画策定はカーボンニュートラルに向けての重要なテーマであり、皆様におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただければ幸い。
- 大手金融機関の皆様におかれては、脱炭素を目指す国際的な金融機関の連合であるGFANZ（グラスゴー金融連盟）に参加し、移行に向けた目標設定や移行計画策定を進めている方も多い。
- 6月9日には、GFANZの日本支部が始動した。国別の支部が設置されたのは日本が初めてである。脱炭素分野の国際発信や人材育成、国内での啓発活動など、幅広い分野で連携していきたいと考えている。
- インパクト投資の検討会の報告書については、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。
- 中でも、投資により実現したい「効果」と「収益性」について予め意図し、投資後も効果を測定・管理する、といった投資要件について、「基本的指針」としてとりまとめ、今後市中協議を経て最終化していく予定である。

- また、報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。
- 報告書を踏まえ、本年中にも「コンソーシアム」を設置予定であり、設置の暁にはぜひ積極的に参画いただき、企業等との対話を通じ、課題解決と事業性が好循環するような資金の流れを後押しいただけると幸い。

### 13. インボイス制度への対応について

- 2023年10月1日の消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始まで残り3か月あまりとなった。

(注) インボイス制度は、消費税の仕入税額控除の方式として新たに導入される制度。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいう。インボイス発行事業者となるためには、所轄の税務署へ登録申請が必要となる。
- これまで協会におかれては、会員各社宛に通知文を発送し、未登録会員への登録申請の呼びかけや会員各社から歩合外務員に対しインボイス制度を案内すること等、会員各社におけるインボイス制度への適切な対応を呼びかけていただくなど、インボイス制度への円滑な移行に協力をいただき感謝申し上げます。
- 特に、免税事業者との取引について、今回のインボイス制度の影響が生じうるものと承知しているが、会員各社においても免税事業者である歩合外務員に対しては、丁寧な対応を心掛けていただきたい。
- 今後とも、引き続き業界内の周知等の協力をお願いしたい。また、会員各社から悩みや懸念が寄せられた場合には、ご相談いただければと思うので、よろしくをお願いしたい。

#### 14. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

- 各金融機関におかれては、マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。
- 本年3月に実施されたデジタル庁の調査（公表済）によれば、「金融商品取引業等」におけるマイナンバーカードの取得率は83.3%となっている。
- マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。
- 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、各金融機関におかれても、積極的な活用をよろしくお願いしたい。
- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
  - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
  - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が本年1月から当面3年間無料化されていること、
  - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが本年5月から開始されていること、等について、周知・活用促進の対応を進めているところ。各金融機関の協力をよろしくお願いしたい。

#### 15. LIBORからの移行対応について

- ドル以外のLIBORは2021年12月末に公表停止し、残るドルLIBORについても、いよいよ2023年6月末に公表停止が予定されている。これまでのモ

モニタリングを通じ、ドルLIBORの移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、公表停止が目前に迫る中、移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、遺漏なき対応をお願いしたい。

- また、ドルLIBORについては、7月以降、市場データを用いて算出する擬似的なLIBORであるシンセティックドルLIBORの公表が予定されているが、その利用に当たっては、顧客説明も含め計画的に対応いただきたい。
- 金融庁は引き続き日本銀行と連携し、7月以降も残存するドルLIBOR参照契約や、シンセティックドルLIBORを利用する契約については、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

#### 16. 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について

- 6月2日から的大雨等による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今般の大雨等に対し、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県に災害救助法が適用されたことを受け、先日（6月5日（月）、6日（火））、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

（以 上）